

第110回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針…… 1頁

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書…………… 10頁

連結注記表…………… 11頁

■計算書類

株主資本等変動計算書…………… 19頁

個別注記表…………… 20頁

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.kikkoman.co.jp/ir/shareholder/meeting.html>) に掲載
することにより株主の皆様を提供しております。

キッコーマン株式会社

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を実施する者及び実施しようとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）として、下記(3)の要領で、当社定款第13条の規定に基づき、当社株主総会又は当社取締役会において新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することにつきまして、以下の通り株主の皆様のご承認をいただいております。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、17世紀以来積み上げてきた伝統と、時代を洞察する革新性を経営風土とし、会社創立以来100年以上にわたって、独自のビジネスモデルの構築及び企業価値の向上に努めてまいりました。当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の食文化の中心的役割を果たしてきたしょうゆを国内及び海外に展開することを核とするものであり、各国固有の食文化や地域特性への理解及び高い品質と安全性を確保するための各種技術・ノウハウ等を継承し、発展させることで獲得してきたものであり、これらを自らのものとして経営することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が行われ、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。また、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みが必要不可欠であると判断しております。当社取締役会は、その合理的な仕組みとして、後述する大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）について、2019年6月25日開催の第108回定時株主総会においてご承認をいただいております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループでは、2030年を目標にした長期ビジョン「グローバルビジョン2030」を策定し、新しい価値創造へ挑戦してまいります。その「目指す姿」は、①キッコーマンしょうゆをグローバル・スタンダードの調味料にする、②世界中で新しいおいしさを創造し、より豊かで健康的な食生活に貢献する、③キッコーマンらしい活動を通じて、地球社会における存在意義をさらに高めていく、であります。

(3) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

① 本方針導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下において記載する大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。当社は、株主総会の決議に基づき、又は大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が濫用的なものであって当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断されるときには、特別委員会（下記「(4) ④ 独立性の高い社外者の判断の重視」の通り設置される組織をいいます。）の勧告を最大限尊重した取締役会の決議に基づき、対抗措置として新株予約権の無償割当て（以下、「対抗措置」といいます。）を実施することができるものといたします。

② 大規模買付ルールの内容

1) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付け等の内容の検討に必要なかつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面（以下、総称して「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された買付説明書については、速やかに特別委員会に提供した上、下記③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に従い、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか否かの判断、さらに、順守した場合において対抗措置の発動のための株主総会招集又は取締役会決議による対抗措置の発動の是非について諮問することといたします。特別委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が大規模買付情報として十分か否かを速やかに確認し、不十分であると合理的な根拠をもって判断した場合には、適宜回答期限（原則として当社取締役会が買付説明書を受領した後60日間を上限といたします。）を定めた上で、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して追加情報を提出していただくよう求めることがあります。但し、特別委員会は、大規模買付者に対して合理的な範囲を超える大規模買付情報の開示を要求し、又は買収を断念させることを目的として、大規模買付者に対して延々と大規模買付情報の提供を求めるなど、大規模買付ルール設定の主旨を逸脱するような運用は行わないことといたします。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報は、株主の皆様判断のため、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則の順守を前提に特別委員会の意見も勘案し当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

2) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報をすべて受領したと認めたときは、速やかにその旨を公表いたします。特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」として、検討、評価及び意見形成を行い、取締役会の諮問に対する勧告を行うものといたします。

特別委員会評価機関の開始日の前後を問わず、特別委員会が大規模買付情報の検討及び比較のため必要と認めるときは、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（30日間を上限とし、当該回答期限の末日は特別委員会評価期間を超えないものといたします。）を定めた上で、当該大規模買付行為に対する取締役会の意見、その根拠資料及び企業価値向上のための代替案その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を提供するよう求めることがあります。

また、検討、評価及び意見形成並びに大規模買付行為に関する条件の改善に必要と認められるときは、特別委員会若しくは当社取締役会が大規模買付者との間で協議・交渉し、又は当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

特別委員会は、特別委員会の意見を取りまとめた後、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して当該意見を通知するとともに適宜適切に公表いたします。

なお、特別委員会が、特別委員会評価期間内に意見の公表又は勧告をするに至らない場合には、合理的に必要な範囲（但し、30日間を上限といたします。）で評価期間を延長することができます。この場合、特別委員会は、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、直接又は当社取締役会を通じて、情報開示を行います。但し、特別委員会は、買収を断念させることを目的として評価期間の延長を行うなど、大規模買付ルール設定の主旨を逸脱するような運用は行わないことといたします。

大規模買付行為は、特別委員会評価期間が終了し、当社株主総会（又は下記③1）「大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合」及び下記⑤「濫用的買付行為に対する対抗措置の発動」が適用される場合には取締役会）が対抗措置に関する決定を行った後に開始されるべきものといたします。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合（大規模買付者から提出された情報が株主の皆様への判断並びに特別委員会の検討、評価及び意見形成のために必要な大規模買付情報として不十分であると合理的な根拠をもって判断される場合並びに特別委員会が定めた回答期限までに大規模買付者から追加情報が提出されなかった場合を含みます。）には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

当社取締役会は、本方針に基づく対抗措置として、当社定款第13条の規定に基づき、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。その場合には、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守したと特別委員会が認めた場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示又は株主の皆様への説得等を行う可能性はありますが、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、当社取締役会は、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう可能性があるると合理的に判断したときには、特別委員会に対して、特別委員会評価期間中に、当社取締役会の判断の内容及び根拠を説明した上で、（i）対抗措置の発動の是非を決するための株主総会を招集する旨の勧告（以下、「株主総会招集勧告」といいます。）、又は（ii）株主総会を開催することなく当社取締役会の決議により当該大規模買付行為に対して対抗措置を発動する旨の勧告（以下、「取締役会発動勧告」といいます。）のいずれかの勧告をするよう諮問することができるものといたします。当該諮問に対し、特別委員会が株主総会招集勧告を行う場合には、取締役会は、下記④「株主総会決議に基づく対抗措置の発動」に従って手続きを進めるものとし、特別委員会が取締役会発動勧告を行う場合には、取締役会は、下記

⑤「濫用的買付行為に対する対抗措置の発動」に従って手続きを進めるものいたします。なお、特別委員会は、当該諮問に関し、当該大規模買付行為が濫用的買付行為（下記⑤「濫用的買付行為に対する対抗措置の発動」において定義いたします。）に該当しないと判断する場合には、株主総会招集勧告を行うものいたします。

④ 株主総会決議に基づく対抗措置の発動

1) 株主意思の確認

特別委員会は、大規模買付行為が濫用的買付行為に該当しないと判断する場合には、対抗措置の発動の是非を決するための株主総会を招集することを当社取締役会に対して勧告いたします。かかる勧告を受けた場合、当社取締役会は、特別委員会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、実務上可能な限り最短の期間で、速やかに株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものいたします。具体的には当該株主総会は、特別委員会評価期間満了後60日以内に開催することを原則といたしますが、事務手続き上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続き上可能な最も早い日において開催するものいたします。また、当社取締役会が株主総会を開催する場合には、特別委員会評価期間満了後、速やかにその旨を決定し、当該決定内容を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、当該株主総会において株主の皆様にご判断いただくための情報に関し、重要な変更が発生した場合には、当該株主総会のための基準日を設定した後であっても、当該基準日の変更、及び当該株主総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものいたします。株主総会を開催する場合には、大規模買付者は、当該株主総会の終結の時まで、大規模買付行為を開始してはならないものいたします。なお、大規模買付者が株主総会の終結の時までに大規模買付行為を開始したときは、当社取締役会は、株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものいたします。

2) 株主総会による対抗措置発動の手続き

当社株主総会の決議に基づいて対抗措置を発動する場合には、以下の手続きを経ることといたします。

(a)当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、買付説明書を提示した上でその内容の検討・評価及び株主総会招集勧告又は取締役会発動勧告のいずれかの勧告をするよう諮問いたします。

(b)特別委員会は、この諮問に基づき、当該大規模買付行為が濫用的買付行為には該当しないと判断する場合には株主総会招集勧告を、当該大規模買付行為が濫用的買付行為に該当すると判断する場合には取締役会発動勧告を、当社取締役会に対して行います。

(c)当社取締役会は、株主総会招集勧告を受けた場合には、株主総会に対し、買付説明書を提示した上で、当社定款第13条の規定に基づき、対抗措置の発動としての新株予約権の無償割当てを議案として、株主総会を招集いたします。

(d)株主総会は、対抗措置の発動に関する議案について決議を行います。

(e)当社取締役会は、対抗措置の発動に関し株主総会の承認が得られた場合には、当該株主総会決議に基づいて対抗措置を発動いたします。かかる承認が得られなかった場合には、対抗措置の発動はいたしません。

⑤ 濫用的買付行為に対する対抗措置の発動

1) 濫用的買付行為に該当する場合

特別委員会は、大規模買付行為が、下記(a)乃至(e)に定義される類型のいずれかに明確に該当し、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう行為（以下、「濫用的買付行為」といいます。）であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を開催することなく当社取締役会の判断により対抗措置を発動することを勧告するものといたします。

当社取締役会は、当社取締役会の判断により対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会の決議に基づく対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における当社取締役会の決議による対抗措置発動の勧告は、当該大規模買付行為が下記(a)乃至(e)に定義される類型のいずれかに明確に該当し、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと明らかに認定されるときに限って行われるものであり、当該大規模買付行為が以下のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはないものといたします。

(a)真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付けを行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）

(b)当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付けを行っているとは判断される場合

(c)当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付けを行っているとは判断される場合

(d)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当によ

る株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っている」と判断される場合

(e)大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）

2) 濫用的買付行為に対する対抗措置発動の手続き

当社取締役会が、濫用的買付行為に対して株主総会の決議によらずに対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続きを経ることといたします。

(a)当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、買付説明書を提示した上でその内容の検討・評価及び株主総会招集勧告又は取締役会発動勧告のいずれかの勧告をするよう諮問いたします。

(b)特別委員会は、この諮問に基づき、当該大規模買付行為が濫用的買付行為には該当しないと判断する場合には株主総会招集勧告を、当該大規模買付行為が濫用的買付行為に該当すると判断する場合には取締役会発動勧告を、当社取締役会に対して行います。当社取締役会は、株主総会招集勧告を受けた場合には、上記④「株主総会決議に基づく対抗措置の発動」に従って手続きを進めるものいたします。

(c)当社取締役会は、取締役会発動勧告を受けた場合には、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行うものいたします。当社取締役会は、対抗措置の発動を適当と認めるときは、当社定款第13条の規定に基づき、対抗措置の発動として、新株予約権の無償割当てを行う予定です。

(4) 当該取り組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと（本方針の合理性）

本方針は、以下の通り、高度な合理性を有しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、さらに、企業価

値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された買収防衛策の在り方にも沿っております。

- ② 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間等を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。
- ③ 会社法上の適法性を具備し、株主の合理的意思に依拠したものであること
本方針の定める対抗措置は、新株予約権無償割当てに関する事項について、株主総会の決議又は株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができる旨の当社定款第13条の規定に基づいており、会社法上の適法な根拠を有しております。また、本方針は、2019年6月25日開催の第108回定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得ております。なお、本方針の有効期間は同株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、有効期間満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されます。
- ④ 独立性の高い社外者の判断の重視
当社は、本方針において、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置いたしました。また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役又は社外監査役であって、かつ東京証券取引所に対し「独立役員」として届け出ている者の中から選任されるものとしております。
現在、当社は、当社の社外取締役4名を特別委員会の委員として選任しております。いずれの委員も、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
- ⑤ 合理的な客観的発動要件の設定
本方針に基づく対抗措置は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されることを前提に、株主総会の承認又は特別委員会の勧告がなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- ⑥ 当社取締役の任期
当社は、取締役の任期を1年としております。従いまして、当社は、毎年定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本方針に関する株主の皆様意思を確認する手続きを経ることとなっております。

⑦ 廃止が困難な買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされております。従いまして、本方針は、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策（いわゆるデッドハンド型）ではありません。また、本方針は取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策（いわゆるスローハンド型）でもありません。

なお、本方針の全文はインターネット上の当社ウェブサイト
(https://www.kikkoman.co.jp/library/ir/library/disclosure/pdf/20190424_1.pdf) に掲載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,599	13,695	244,044	△3,641	265,697
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△8,065		△8,065
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			28,828		28,828
自 己 株 式 の 取 得				△17	△17
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	20,762	△17	20,745
当 期 末 残 高	11,599	13,695	264,807	△3,658	286,443

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純 資 産 合 計	
	そ の 有 価 差 額	他 の 証 券 金	繰 上 シ 損 益	為 替 換 算 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当 期 首 残 高	14,012		△0	△4,376	△2,898	6,736	5,322	277,757
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△8,065
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								28,828
自 己 株 式 の 取 得								△17
自 己 株 式 の 処 分								0
持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減								△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,071		22	7,741	3,966	12,802	97	12,899
連結会計年度中の変動額合計	1,071		22	7,741	3,966	12,802	97	33,644
当 期 末 残 高	15,083		22	3,364	1,067	19,539	5,419	311,402

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 60社
主要な会社名 キッコーマン食品(株)、キッコーマン飲料(株)、日本デルモンテ(株)、マンズワイン(株)、JFCジャパン(株)、キッコーマンソイフーズ(株)、KIKKOMAN FOODS, INC.、KIKKOMAN SALES USA, INC.、JFC INTERNATIONAL INC.
なお、当連結会計年度より、新たに設立した帝門(広州)貿易有限公司を連結の範囲に含めております。また、第2四半期連結会計期間より、非連結子会社であった台北捷福興亜細亜股份有限公司を重要性の観点から新たに連結の範囲に含めております。なお、第1四半期連結会計期間において、NUTRITIONAL THERAPEUTICS, INC.は売却したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名 キッコーマンレストラン(株)
なお、非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社の数 0社
(2) 持分法適用の関連会社の数 2社
主要な会社名 ヒゲタ醤油(株)、(株)紀文フレッシュシステム
(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社
持分法を適用しない非連結子会社
主要な会社名 キッコーマンレストラン(株)
持分法を適用しない関連会社
主要な会社名 (株)カズサとまとガーデン
なお、持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、統万珍極食品有限公司ほか10社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

③ リース資産

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年~10年) にて償却
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース
期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、在外連結子会社については、IFRS第16号「リース」及びASU第2016-02号「リース」を適
用しております。

これにより、借手は原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、
資産に計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権
等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社は、主として個別債権の回収可能性を勘案して計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支払いに備えるため、前1年間の支給実績を基礎として、当連結会計年度のうち未払
期間に対応する支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、当社及び一部の国内連結子会社は内規に基づく期末要支給額を計上して
おります。

⑤ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物
の処理に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行っております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは実質的判断による年数の見積もりが可能なものはその見積もり年数で、その他のものについては5年間の定額法により償却を行っております。

(8) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

(1) 前連結会計年度において、営業外収益にて独立掲記しておりました「投資事業組合運用益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めております。

(2) 前連結会計年度において、営業外費用にて独立掲記しておりました「売上割引」及び「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	553百万円
計	553百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	553百万円
計	553百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

272,254百万円

3. 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する保証債務	185百万円
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	
当社第7回無担保普通社債	30,000百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式

発行済株式の種類	普通株式
当連結会計年度期首株式数	193,883,202株
当連結会計年度増加株式数	—
当連結会計年度減少株式数	—
当連結会計年度末株式数	193,883,202株

(2) 自己株式

自己株式の種類	普通株式
当連結会計年度期首自己株式数	1,908,731株
当連結会計年度増加自己株式数	2,897株
当連結会計年度減少自己株式数	95株
当連結会計年度末自己株式数	1,911,533株

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次の通りであります。

・単元未満株式の買取りによる増加	2,880株
・持分法適用関連会社の持分比率変動による持分法適用関連会社が所有する自己株式（当社株式）の当社帰属分の増加	17株

減少の内訳は、次の通りであります。

・単元未満株式の買増し請求による減少	95株
--------------------	-----

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	4,032百万円	21円	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年10月28日 取 締 役 会	普通株式	4,032百万円	21円	2020年9月30日	2020年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配当の原資	配当金の総額	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	4,608百万円	24円	2021年3月31日	2021年6月23日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。

営業債権については、各事業部門及び経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資（長期）であります。なお、デリバティブ取引は当社及び連結子会社において、各社のデリバティブ取引の管理基準等に基づき実施しております。また当社は四半期毎に各連結子会社からデリバティブ取引の取引額及び残高等の報告を受けております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	58,321	58,321	－
(2) 受取手形及び売掛金	61,739	61,739	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	44,433	44,433	－
(4) デリバティブ取引	2,557	2,557	－
(5) 支払手形及び買掛金	(25,530)	(25,530)	－
(6) 未払金	(20,714)	(20,714)	－
(7) 短期借入金	(3,747)	(3,747)	－
(8) 長期借入金	(13,602)	(13,610)	(7)

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金、買掛金及び長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該売掛金、買掛金及び長期借入金の時価を含めて記載しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 未払金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはば等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。流動負債の1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金を含めて開示しております。

(注) 2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額16,541百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県その他の地域において、賃貸商業施設等(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
8,340	24,178

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に準じた方法により算定した金額、その他の重要性が乏しい物件については固定資産税評価額等に基づき算定した金額であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,593円89銭
2. 1株当たり当期純利益	150円17銭

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 220万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.15%）
- (3) 株式の取得価額の総額 10,000百万円（上限）
- (4) 取得する期間 2021年5月6日～2022年3月31日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	其 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	11,599	21,192	0	21,193	2,899	39,310	42,210	△3,601	71,401
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△8,065	△8,065		△8,065
当 期 純 利 益						9,656	9,656		9,656
自 己 株 式 の 取 得								△17	△17
自 己 株 式 の 処 分			0	0				0	0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	1,590	1,590	△17	1,573
当 期 末 残 高	11,599	21,192	1	21,193	2,899	40,901	43,801	△3,619	72,975

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	14,323	14,323	85,725
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△8,065
当 期 純 利 益			9,656
自 己 株 式 の 取 得			△17
自 己 株 式 の 処 分			0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	781	781	781
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	781	781	2,355
当 期 末 残 高	15,105	15,105	88,080

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	従 業 員 福 利 基 金	従 業 員 退 職 手 当 基 金	研 究 基 金	配 当 準 備 積 立 金	納 税 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	10	50	50	420	362	1,213	14	37,190	39,310
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△8,065	△8,065
当 期 純 利 益								9,656	9,656
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△19		19	-
特 別 償 却 準 備 金 の 積 立							1	△1	-
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩							△3	3	-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△19	△2	1,612	1,590
当 期 末 残 高	10	50	50	420	362	1,193	11	38,803	40,901

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にて償却
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、前1年間の支給実績を基礎として、当事業年度のうち未払期間に対応する支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払いに備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、在任中の役員及び執行役員に対し、2008年6月24日開催の第97回定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給すること及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を役員及び執行役員それぞれの退任の際に支給することを、執行役員については2008年4月24日開催の取締役会において、役員については上記総会において決議しております。

5. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行っております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

8. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

9. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「特許権」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,008百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	12,768百万円
長期金銭債権	250百万円
短期金銭債務	103,238百万円
長期金銭債務	5百万円
3. 偶発債務	
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	
当社第7回無担保普通社債	30,000百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	23,544百万円
営業費用	4,697百万円
営業取引以外の取引高	1,246百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類	普通株式
当事業年度期首自己株式数	1,849,549株
当事業年度増加自己株式数	2,880株
当事業年度減少自己株式数	95株
当事業年度末自己株式数	1,852,334株
（変動事由の概要）	
増加の内訳は、次の通りであります。	
・単元未満株式の買取りによる増加	2,880株
減少の内訳は、次の通りであります。	
・単元未満株式の買増し請求による減少	95株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
賞与引当金否認	275百万円
貸倒損失否認	178百万円
退職給付引当金否認	699百万円
役員退職慰労引当金否認	139百万円
関係会社株式評価損否認	2,465百万円
資産除去債務	254百万円
繰越欠損金	878百万円
その他	1,668百万円
繰延税金資産小計	6,558百万円
評価性引当額	△4,987百万円
繰延税金資産合計	1,571百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△524百万円
退職給付信託設定益否認	△247百万円
その他有価証券評価差額金	△6,631百万円
関係会社株式	△321百万円
その他	△24百万円
繰延税金負債合計	△7,749百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△6,177百万円

関連当事者との取引に関する注記

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	キッコーマン食品株式会社	所有直接 100%	同社の製品を当社が 販売 役員の兼任 資金の貸借	グループ運営収入(注1)	6,316	売掛金	667
				資金の貸付(注2)	—	長期貸付金	9,000
				利息の受取(注2)	58	その他 流動資産	19

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

グループ運営収入は、両社協議の上、決定しております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、運転資金及び設備投資資金として貸付を行ったものであります。

貸付利率は市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

返済金額及び時期については両社協議の上、都度決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

458円68銭

2. 1株当たり当期純利益

50円28銭

重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」の記載内容と同様のため、注記を省略しております。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。